

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
いきいき福祉課 障がい福祉担当

☎991-1876 (①・④・⑤)
☎991-1877 (②・③)

①児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母で一定の障がいがある方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(令和6年4月～)※5月支払い分～

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)※所得に応じて
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	10,750円を加算	10,740円～5,380円
3人以上	1人につき6,450円を加算	6,440円～3,230円

②特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和6年4月～)※8月支払い分～

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

③障害児福祉手当(特別障害者手当)

20歳未満で、常時介護を必要とする方に支給される手当です。

障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設入所者は対象外です。

(20歳以上で、常時介護を必要とする方には特別障害者手当が支給されます。継続して3か月を超えて病院などに入院している方、施設入所者は対象外です。)

手当の額(令和6年4月～)※5月支払い分～

手当の種類	月額(1人について)
特別障害者手当	28,840円
障害児福祉手当	15,690円

④ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

※令和6年1月診療分より入院外来ともに住民税課税者に対する自己負担がなくなりました。

⑤母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、必要な書類があります。これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(特別障害者手当)を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。



7月1日から【個別】子宮頸がん検診が始まります

問合せ 保健センター ☎992-3170

▶対象 20歳以上(平成17年3月31日以前の偶数月生まれ)の女性

※次の方は対象外です:妊娠している(またはその可能性がある)方、子宮全摘手術を受けた方、自覚症状(不正出血や月経が不規則等)がある方、検診部位に関して治療中の方

※生理中及び生理終了後3日以内は検診ができません。

▶費用 1,200円(なお、次表の方は無料です)

・無料クーポン券対象者	・75歳以上の方
事前申請は不要	

・生活保護受給者	・住民税非課税世帯の方
事前申請が必要。本人確認書類(保険証・生活保護受給証等)をお持ちになり保健センターへ来所ください。	

▶持ち物 健康保険証、検診費用、無料クーポン券(平成15年度生まれの方)

なお、着脱が簡単な服装(スカート)で受診するようお願いします。

▶実施医療機関 ※医療機関の都合により診療日時が変更になる場合があります。

ねもとレディースクリニック	松伏町大川戸241-5	7月1日(月)～12月28日(土)
【要予約】	☎991-5216	※木・日・祝日は休診
さくら医院	吉川市中央3-16-12	7月1日(月)～12月26日(木)
【予約不要】	☎982-5511	※水・祝日は休診



▶集団検診を希望する方へ 8月20日(火)から予約を開始します。詳細は広報8月号をご覧ください。